

転嫁拒否行為に対する対応実績（平成 28 年 5 月まで）

公正取引委員会  
中小企業庁

平成 28 年 5 月までの公正取引委員会及び中小企業庁における転嫁拒否行為に対する対応状況は下表のとおりである（勧告事件については、別添を参照）。

表 1：転嫁拒否行為に対する対応状況（注 1）

調査着手	立入検査	指導（注 2）	勧告（注 3）	措置請求
8,117 件	3,755 件	2,761 件 《120 件》	32 件 《7 件》	5 件

（注 1） 公正取引委員会及び中小企業庁の合算。また、平成 28 年 5 月までの累計（平成 25 年 10 月～平成 28 年 5 月）。《 》内の件数は、大規模小売事業者に対する指導又は勧告の件数で内数である。

（注 2） 転嫁拒否行為を行っているとは回答した事業者に対する下請代金支払遅延等防止法に基づく中小企業庁の指導を含む。

（注 3） 勧告は、公正取引委員会のみが行う。

表 2：勧告及び指導件数の内訳（業種別）（注 4）

業種	指導	勧告	合計
建設業	306 件	2 件	308 件
製造業	724 件	1 件	725 件
情報通信業	330 件	2 件	332 件
運輸業（道路貨物運送業等）	203 件	0 件	203 件
卸売業	204 件	1 件	205 件
小売業	250 件	7 件	257 件
不動産業	90 件	6 件	96 件
技術サービス業（広告・建築設計業等）	187 件	0 件	187 件
学校教育・教育支援業	55 件	2 件	57 件
その他（注 5）	412 件	11 件	423 件
合計	2,761 件	32 件	2,793 件

（注 4） 複数の業種にわたる事業者が勧告又は指導の対象となった場合は、当該事業者の主な業種を 1 件として計上している。

（注 5） 「その他」は、事業サービス業（ビルメンテナンス業・警備業等）、医療福祉等である。

表 3：勧告及び指導件数の内訳（行為類型別）

行為類型	指導	勧告	合計
減額	91 件	3 件	94 件
買ったとき（注 6）	2,404 件	32 件	2,436 件
役務利用・利益提供の要請	72 件	0 件	72 件
本体価格での交渉の拒否	252 件	0 件	252 件
合計（注 7）	2,819 件	35 件	2,854 件

（注 6） 買ったときの勧告及び指導件数には、平成 26 年 3 月 31 日以前に減額行為があり、同年 4 月 1 日以降に違反のおそれがあるものを含む。

（注 7） 事業者の中には、複数の行為を行っている場合があり、表 1 及び表 2 に記載の件数とは一致しない。